

信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度に係る

利用証申請受付の市町村窓口への拡大について

H28. 4 月 長野県健康福祉部

1 協力依頼事項

4 月 20 日にスタートした「信州パーキング・パーミット制度」は、全県的な周知と普及が必要であるため、開始当初は県が申請受付を含むすべての事務を行い、市町村には住民への広報等の協力をお願いしています。

しかし、障がい者団体等から申請窓口拡大の要望が寄せられており、障がい者や妊産婦等にとっては、身近な市町村の窓口においても申請受付ができるとより利便性が高まります。

このため、市町村への窓口拡大について、各市町村の担当部署と意見交換を始めておりますが、現時点でいくつかの検討課題をいただいておりますのでその解決を図りつつ、10 月以降の窓口拡大に向けて協議を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

2 窓口事務の範囲（想定）

- ・利用証交付申請書を受け付け、交付基準を確認
- ・県配付の利用証（番号有）に有効期限を記入し、申請者に交付
- ・申請書に発行した利用証番号と有効期限を記入し、県へ送付

3 今後のスケジュール（裏面参照）

- ・担当部署との協議を経て 10 月以降、市町村の窓口でも受付できるよう拡大

<参考> 同様の制度を実施している近県の状況

県名	導入 年度	申請受付窓口			交付
		県庁	県現地	市町村	窓口即日
群馬県	H21	○	○	○	○
新潟県	H23	○	○	○	×（本庁郵送のみ）
山梨県	H24	○	○	○	○
静岡県	H24	郵送のみ	○	○	○
石川県	H27	郵送のみ	×	○	○

信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度 スケジュール(案)

H28. 4月 地域福祉課

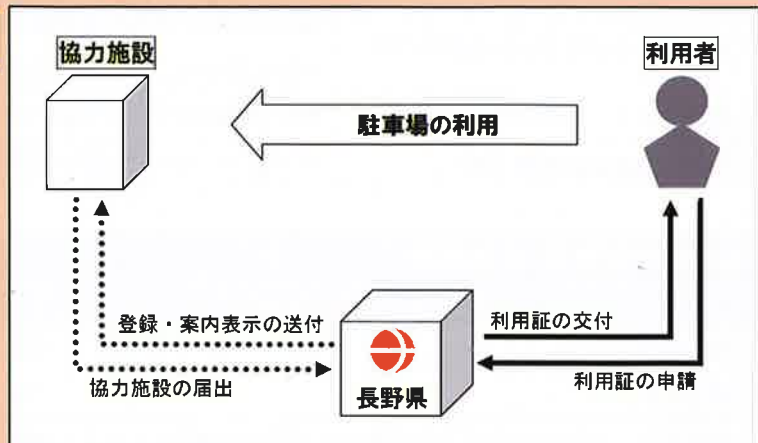
年度	月	長野県 (地域福祉課)	市町村	
27	1月	○専用ホームページ公表（問合せ受付開始）		
		○制度案内 ・経済団体等会員への周知依頼（団体訪問） 経営者協会、商議所連、商工連、県旅館ホテル組合会 ・民間事業者等へ文書発送開始		
	2月	○制度説明会（2/3 長野、2/4 松本、2/9 佐久、2/10 伊那） AM：福祉行政担当者会議 PM：駐車場管理者等向け説明会	担当者 会議出席	
		利用証申請受付事務の移管方針を説明		
		・民間事業者等への協力依頼活動開始 ○利用者用チラシの配布（市町村・保健福祉事務所）	利用者用チラシ 窓口配置	
3月	○利用証申請受付開始	利用証申請の案内		
	・協力施設へポスター・案内表示ステッカー等送付開始			
28	4月	○利用証郵送開始	制度周知の協力（広報紙等）	
	○4/20 制度運用スタート	市町村長への方針説明 市長会（4/21）、町村会（4/26）		
	5月	制度協力施設の募集、登録、公表は県が継続実施		19市及び県 保健福祉担当 部長会議（5/25）
				・課題解決策の協議、意見交換 ・市町村別の申請状況等の 情報提供
	6月			
	7月	（本庁、保健福祉事務所）		
	8月			
	9月			
10月	10月以降、利用証の受付窓口を市町村へも拡大		10月以降、市町村窓口においても受付（交付）開始	

信州パーキング・パーミット制度 が (障がい者等用駐車場利用証制度)

平成28年4月20日からスタートします

信州パーキング・パーミット制度の概要

◎信州パーキング・パーミット制度とは
公共施設や店舗など様々な施設に
設置されている障がい者等用駐車
区画を適正にご利用いただくため、
障害のある方や高齢の方、妊産婦
の方など歩行が困難な方に、県内
共通の「**利用証**」を県が交付する制
度です。



◎利用証の種類

▼車いす使用者



▼車いす使用者以外



利用証の掲示方法

案内表示のある駐車区画
を利用する際は、ルーム
ミラーに利用証を掛けて
車外から見えるようにし
ます。



◎利用できる駐車場

利用証は、この制度に賛同する協力施設の、専用の案内表示のある駐車区画で利用できます。
長野県では、車いす使用者用の幅広の駐車区画に加え、歩行困難な方等のために通常幅の駐車
区画を確保するプラスワン方式を推進します。

▼案内表示



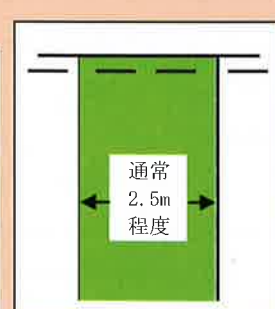
車いす使用者優先駐車区画
(既存の車いすマークの駐車区画)



▼案内表示



障がい者等優先駐車区画
(既存の出入口付近の通常区画)



県内協力施設の一覧は、長野県ホームページでご確認ください。

障がい者等用駐車場は、様々な事情により歩行が困難な方がいつでも駐車できるためのスペースです。
歩行困難な方も利用しやすい駐車場にすることで、誰もが気持ちよく外出できる、福祉のまちづくりを
推進しましょう。

(利用証の申請方法等は裏面をご覧ください。)

申請方法 ※利用証は、申請書ご提出後、郵送でお送りします。(1～2週間程度かかる場合があります)

● 手続き 以下のいずれかの方法で、申請してください。

郵送で申請	県庁地域福祉課（下記）に郵送してください。
窓口で申請	【申請窓口】 県庁地域福祉課、県内10カ所の保健福祉事務所 【受付時間】 8:30～17:15（土日祝日を除く）

● 申請に必要な書類 以下の書類等を同封のうえ、申請してください。

☐ 交付申請書	添付の様式もしくは、長野県ホームページからダウンロードしてください。
☐ 障がい等の状況が分かる書類の写し	身体障害者手帳や介護保険被保険者証などの書類の写しを添付してください。 必要な書類は、交付申請書の裏面に詳しく記載していますのでご確認ください。
☐ 返信用切手（140円）	県から利用証を郵送するための返信用切手を同封してください。
☐ 代理人の身分証明書（※）	※代理人が窓口で申請される場合は、本人確認のため、身分証を持参してください。

利用証の交付対象者・有効期間

区分				交付基準		有効期間
1 身体障がい者	視覚障がい			身体障害者手帳	4級以上の者	発行の日から5年以内
	聴覚障がい				3級以上の者	
	ろうあ				3級以上の者	
	平衡機能障がい				5級以上の者	
	肢体不自由	上肢			2級以上の者	
		下肢			6級以上の者	
		体幹			5級以上の者	
		脳原性	上肢機能		2級以上の者	
	移動機能		6級以上の者			
	心臓機能障がい				4級以上の者	
	腎臓機能障がい				4級以上の者	
	呼吸器機能障がい				4級以上の者	
	ぼうこうまたは直腸の機能障がい				4級以上の者	
	小腸機能障がい				4級以上の者	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい				4級以上の者	
	肝臓機能障がい				4級以上の者	
2 知的障がい者				療育手帳所持者で障害程度欄がA 1、A 2の者		
3 精神障がい者				精神障害者保健福祉手帳が1級の者		
4 発達障がい者				歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者		
5 難病患者				特定医療費(指定難病)受給者及び特定疾患医療受給者		
6 高齢者				介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の者		
7 妊産婦				母子健康手帳を取得した者		
8 その他けが人または病気等の者				けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書により確認できる者		

				母子健康手帳の取得から出産(分娩予定日)後2年の間	
				医師の診断書による必要期間以内	

お問合せ・申請先

長野県健康福祉部地域福祉課 地域支援係

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-232-0053 / FAX 026-235-7172

E-mail parking-p@pref.nagano.lg.jp

「信州パーキング・パーミット制度」で検索

信州パーキング・パーミット制度

検索

交付申請書を切り取って、必要事項を記入の上、県庁地域福祉課へ申請してください。
利用証は、郵送にて申請者あてに送付します。

信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）交付申請書

平成 年 月 日

長野県知事 様

住 所 〒

ふりがな
申請者氏名

電話番号

私は、下記の事由に該当するため、障がい者等用駐車場利用証を交付してください。

●申請区分（申請の種類に✓を記入してください。）

☐ 新規 ☐ 更新 ☐ 再交付（必ず3も記入）

1 車いすの使用状況（該当する□に✓を記入してください。）

☐ 使用している ☐ していない

2 障がい等の状況（該当する区分の□に✓を記入し、必要箇所に級数等を記入）※裏面参照

区分	障がい等の状況
☐ 身体障がい者	☐ 視覚障がい _____ 級 ☐ 聴覚障がい _____ 級 ☐ ろうあ _____ 級 ☐ 平衡機能障がい _____ 級 ☐ 肢体不自由 上肢 _____ 級 下肢 _____ 級 体幹 _____ 級 脳原性 上肢機能 _____ 級 移動機能 _____ 級 ☐ 心臓・腎臓等内部障がい _____ 級
☐ 知的障がい者	☐ A 1 ☐ A 2
☐ 精神障がい者	☐ 1 級
☐ 発達障がい者	☐ 歩行や移動が困難な状況（具体的な状況を記入してください。） []
☐ 難病患者	☐ 特定医療費（指定難病）受給者 ☐ 特定疾患医療受給者
☐ 高齢者	☐ 要介護（1 2 3 4 5）
☐ 妊産婦	☐ 出産（分娩予定）日（平成 年 月 日）
☐ その他（けが・病気）	☐ 傷病名 _____ ☐ 必要とする期間（平成 年 月 日まで） ☐ 歩行や移動が困難な状況（具体的な状況を記入してください。） []

3 再交付申請の理由（該当する□に✓を記入）

☐ 紛失 ☐ 汚れ・破損等 ☐ その他[理由 _____]

事務局 使用欄	交付 No.		有効 期限		利用 証	様式第1号(青)
						様式第2号(緑)

申請時の留意事項

申請書と併せて、以下の書類等を同封してください。

1 返信用切手（140 円）

利用証送付のための、返信用切手（140 円）を同封してください。

2 障がい等の状況が分かるもの

確認のため申請書の内容により次の書類の写し（1 部）を添付してください。

身体障がい者	身体障害者手帳 （住所、氏名、障害等級、障害名の記載があるページ）
知的障がい者	療育手帳 （住所、氏名、障害の程度の記載があるページ）
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳 （住所、氏名、障害等級の記載があるページ）
発達障がい者	医療機関、療育機関等からの証明書
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証または 特定疾患医療受給者証 （住所、氏名、病名の記載があるページ）
高齢者	介護保険被保険者証 （住所、氏名、要介護状態区分の記載があるページ）
妊産婦	母子健康手帳 （住所、氏名、出生年月日（または分娩予定日）の記載があるページ）
その他けが人または 病気等	医師の診断を記載した書面 （歩行困難な旨明記されたもの）

3 その他（利用証の再交付申請をする場合）

（1）再交付申請においても、2 の添付書類の提出をお願いします。

（2）紛失した場合を除いて、使用していた利用証も併せて同封してください。

（ 代理人が窓口で申請される場合は、上記の添付書類に加えて、代理人の方の本人確認書類
（運転免許証、保険証等）を持参下さい。また、下記の代理人申請欄への記載が必要です。）

【代理人申請欄】 ※申請者の承認を得ていることが必要です。

代理人氏名	
代理人住所 連絡先	〒 Tel :
申請者との続柄	

※記載された個人情報は、本駐車場利用証の交付等の事務に必要な場合のみに使用します。



もっと、やさしい まちづくり

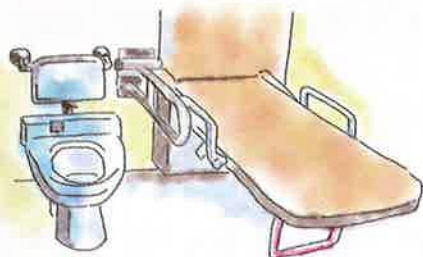
だれもが安心して行動し、社会に参加することができる
福祉のまちづくりをさらに進めるため、
「長野県福祉のまちづくり条例」の整備基準等を改正しました

主な改正点 1

バリアフリーのための整備基準を充実・強化します

バリアフリー法※¹による建物の整備基準（オストメイト対応トイレや障がい者等用駐車区画の設置など）に加え、次のような設備の設置が必要になります。

トイレには…



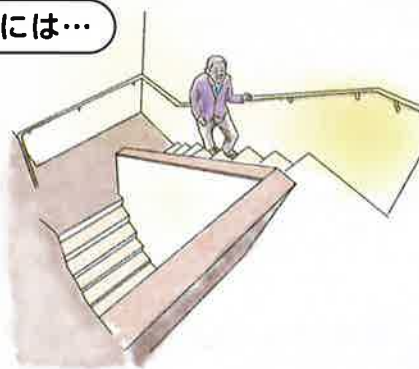
- 大人用介護ベッド（ユニバーサルシート）を設置します。（床面積 10,000㎡以上の一定の施設）
- ベビーチェア（ベビーキープ）及びベビーベットを設置します。（床面積 2,000㎡以上の一定の施設）
- 操作の容易な洗面器を設置します。

エレベーターには…



- 側板に手すりを設けます。
- 内部に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置します。

階段には…



- 踊場を含め手すりを設置します。
- 主な階段は回り階段にしません。

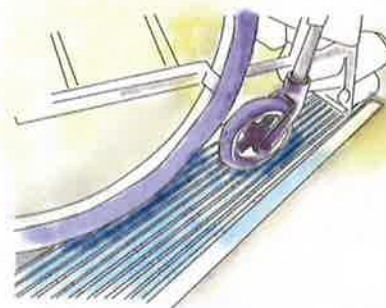
ホテル・旅館には…

- 緊急情報を点灯と音声で伝達する装置を備えた客室を1以上設置します。
（客室の総数が50室以上のホテル・旅館）



敷地内通路には…

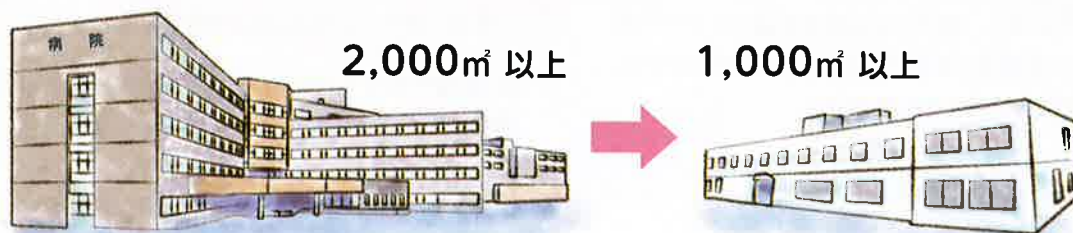
- 通路を横断する排水溝に、つえや車いすのキャスター等が落ち込まない溝ぶたを設置します。



主な改正点 2

より小さい規模の建物から、整備基準の適合が必要になります

バリアフリー法の基準適合義務の生じる施設（特別特定建築物※²）の対象面積を、2,000㎡以上から 1,000㎡以上に引き下げます。



（引き下げの対象とする特別特定建築物）

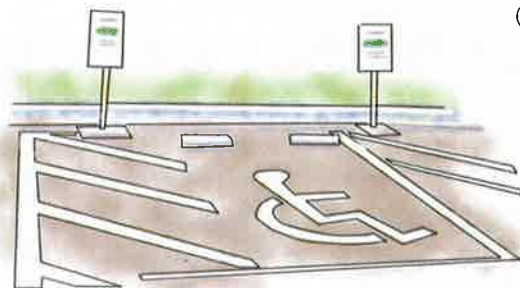
病院・診療所、官公署、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、特別支援学校

主な改正点 3

障がい者等用駐車区画の適正利用を推進します

障がい者、高齢者、妊産婦など歩行が困難な方に、県が共通の利用証を交付し、障がい者等用駐車区画の適正利用を推進する「信州パーキング・パーミット制度」を導入します。

（平成 28 年 4 月）



主な改正点 4

より高いバリアフリー仕様の建物は県が PR します

障がい者等がより安全かつ容易に施設を利用できるようにするため県が定めた「目標となる基準」※³を改正し、その基準に適合した建物に「ゴールド適合証」を交付するとともに、県のホームページ等でPRします。

※1 バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

※2 特別特定建築物：不特定多数の者が利用、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物で、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにすることが特に必要なもの

※3 目標となる基準の例：出入口の幅 90cm（最低一か所は 120cm）以上、階段の両側に手すりを設置等

※ 改正点 1、2 は平成 28 年 12 月 1 日以降に着工する建物から適用



あいサポーターを募集しています

あいサポーターとは

多様な障がいの特性、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けや配慮することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）づくりを実践していただく方です。（特別な技術の習得は不要です。）

あいサポート企業・団体も募集しています

「信州あいサポート運動」の趣旨に賛同いただき、障がいの特性等を学ぶ社員教育等に取り組む企業団体を「あいサポート企業・団体」として県が認定します。

【お問い合わせ先】

長野県健康福祉部障がい者支援課

TEL 026-235-7108 FAX 026-234-2369 E-mail : fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp

あいサポーターになるためには

次のいずれかの方法で、障がいの特性や必要な配慮をまとめたパンフレット「障がいを知り、共に生きる」と「あいサポートバッジ」を受け取ることで、誰でも「あいサポーター」になることができます。

A 職場や地域・グループなどが開催する研修会に参加して「あいサポーター」に関する説明を受ける。

または、

B「あいサポートバッジ等交付申込書」を提出する。

信州あいサポート運動

障がいのある人もない人も
共に生きる社会を目指して



信州あいサポート運動

検索

「ずく出し！ 知恵出し！ おもてなし」宣言を募集しています

県民の皆さまから、相手の気持ちになって行う「おもてなし宣言」を募集しています。地域、職場など、あらゆる場面での“おもてなし”が対象です。障がい者や高齢者等への配慮を“信州ならではのおもてなし”として、ぜひ宣言してください。

おもてなし 長野県

検索

<http://omotenashi-nagano.net/>

【お問い合わせ先】

長野県観光部観光誘客課

TEL 026-235-7253 FAX 026-235-7257 E-mail : kankoshin@pref.nagano.lg.jp

おもてなし宣言の例

- 障がい者の方にもご案内できるよう、手話を勉強します。
- 車いすをご利用の方の、乗車降車をサポートします。
- ユニバーサルデザインの視点で皆さまが利用しやすい空間を整備します。

ずく出し！ 知恵出し！
おもてなし。

登録特典

特製アルクマ
ピンバッチ



【お問い合わせ先】

長野県健康福祉部地域福祉課（福祉のまちづくりに関すること）

TEL 026-235-7114 FAX 026-235-7172 E-mail : chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp

長野県建設部建築住宅課（建物の整備基準に関すること）

TEL 026-235-7335 FAX 026-235-7479 E-mail : kenchiku@pref.nagano.lg.jp

〒380-8570 長野県長野市大字長野字幅下692-2

福祉のまちづくり 長野県

検索



しあわせ信州